

「道民の森」におけるヒグマ出没時の対応要領

令和8年(2026年)4月
北海道石狩振興局森林室

1 趣旨

この要領は、「道民の森」の対象地区でヒグマの個体又は痕跡(糞、足跡等)が確認された場合において、北海道石狩振興局森林室(以下「石狩森林室」)及び指定管理者が適切に対応するための事項を定める。

2 定義

(1) 対象地区

「道民の森」開園地区

(神居尻地区・一番川地区・青山中央地区(石狩郡当別町)、月形地区(樺戸郡月形町))

(2) 高リスク区域

対象地区における(宿泊)施設の周囲、利用者の視界に入る程度の範囲

(3) 緊急銃猟

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号、最終改正：令和7年9月1日)第34条の2の規定に基づき、危険鳥獣が住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所等に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合に市町村が行う当該危険鳥獣の銃猟。

(4) 春期管理捕獲

「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」実施要領(平成26年2月27日北海道環境生活部、最終改正：令和8年1月21日)の規定に基づき、人里周辺に生息・繁殖するヒグマの低密度化を図り、また人への警戒心の植え付けにより人里への出没を抑制するとともに、ヒグマ出没時に出勤する熟練した従事者の減少・高齢化に対処するため、ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的として、残雪期(2月1日から5月31日まで)に市町村等が実施するヒグマの捕獲。

3 対応決定手順(別紙1)

ヒグマの個体を目撃又は痕跡を発見した「状況」等と、目撃・発見の「場所(各対象地区に設定する「高リスク区域」内外のいずれか)」により判定する「危険度(1~4)」に応じて対応する。

4 対応フロー

(1) 初動対応の優先順位

- ① 利用者の安全確保
- ② 指定管理業務従事者の安全確保
- ③ 警察機関(当別交番又は月形駐在所)への通報
- ④ 石狩森林室(道民の森課)への報告
- ⑤ 危険度に応じた開園継続・休園の判断(別紙2：指定管理者と道の協議)

(2) 異常が発見された場合の対応

- ① 指定管理者は、指定管理業務従事者又は利用者からの通報により、ヒグマに関する痕跡等（個体そのもの、糞・足跡等）の情報を把握した場合は、別紙1の危険度に応じ、ただちに利用者の安全確保のための必要な措置を講じたうえで、指定管理業務従事者の安全確保に努めるものとする。また、可能な範囲で目撃者等から詳細な情報を聴取し、記録するものとする。なお、現に高リスク区域内にヒグマの個体が出没する等、緊急を要する場合は、110番により警察へ通報するものとする。
- ② 指定管理者は、上記①の対応に併せて、危険度3または4に該当する場合は警察機関（当別交番又は月形駐在所）に通報し、危険度や今後の対応について助言を求めるものとする。
- ③ 石狩森林室は、指定管理者から危険度3または4に該当する報告を受けたときは、速やかに道民の森本庁担当課（水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課）と情報共有（必要に応じて目撃地点を所管する（総合）振興局ヒグマ対策担当課（石狩振興局・空知総合振興局保健環境部環境生活課と情報共有）するとともに、所在自治体（当別町及び月形町）へ情報提供し、危険度や今後の対応について助言を求めるものとする。
- ④ 指定管理者は、道（本庁担当課、石狩森林室）と協議のうえ、休園措置の要否判断を行うものとする（別紙2）。判断の際には、北海道環境生活部策定の「ヒグマ出没時の対応方針」の他、専門家等関係機関の意見を参考にすること。

(3) ヒグマ警報等の周知

石狩森林室は、北海道環境生活部が「道民の森」所在自治体を対象に「北海道ヒグマ注意報等発出実施要領（令和4年5月1日北海道環境生活部、最終改正：令和8年1月16日）に基づくヒグマ警報・ヒグマ注意報・ヒグマ注意喚起等を発出した場合、当該（総合）振興局保健環境部環境生活課から情報を収集して指定管理者に伝達し、利用者への周知を要請するものとする。

(4) 関係機関連絡先

【「道民の森」所在自治体】

- ・当別町 住民環境部環境生活課環境対策係(直通電話:0133-23-2503)
ゼロカーボン推進室林政係(直通電話:0133-27-5089)
- ・月形町 住民課生活環境係(直通電話:0126-53-2323)
農林建設課農村整備係(直通電話:0126-53-2322)

【警察】

- ・緊急時：110番通報
- ・緊急外：当別町内地区(神居尻・一番川・青山中央)→札幌北警察署当別交番(電話:0133-23-2151)
月形町内地区(月形)→岩見沢警察署月形駐在所(電話:0126-53-2433)

【北海道】

- ・ヒグマ対策担当
当別町→石狩振興局保健環境部環境生活課自然環境係(電話:011-204-5824)
月形町→空知総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係(電話:0126-20-0043)
- ・道民の森担当
本庁 水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課木育推進係(電話:011-204-5516)
振興局 石狩振興局森林室道民の森課(電話:0133-22-2151)

5 「道民の森」所在自治体が行うヒグマ対策との連携・協力

(1) 緊急銃猟

「道民の森」所在自治体が「道民の森」開園地区内において緊急銃猟を実施する場合、石狩森林室及び指定管理者は、利用者や指定管理業務従事者の安全確保対策が講じられていることを確認したうえで、円滑な実施に向けて協力するものとする。

(2) 春期管理捕獲

「道民の森」所在自治体が「道民の森」各地区において春期管理捕獲を実施する場合、石狩森林室及び指定管理者は、開園期間中は特に、利用者や指定管理業務従事者の安全確保対策が講じられていることを確認したうえで、円滑な実施に向けて協力するものとする。

6 関係法令・方針等

- (1) 「ヒグマ出没時の対応方針」（平成30年3月7日北海道環境生活部、最終改正：令和7年9月1日）
- (2) 「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」（平成30年3月7日北海道環境生活部、最終改正：令和7年5月13日）
- (3) 「北海道ヒグマ注意報等発出実施要領（令和4年5月1日北海道環境生活部、最終改正：令和8年1月16日）
- (4) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号、最終改正：令和7年9月1日）
- (5) 「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」実施要領（平成26年2月27日北海道環境生活部、最終改正：令和8年1月21日）

附則 この要領は、令和6年8月8日から施行する。
この要領は、令和8年4月30日から施行する。

ヒグマ個体目撃・痕跡等発見時の対応決定フロー

≪「危険度」判定基準及び「危険度」別対応内容≫

- 1 目撃・発見時に把握する事項（把握する情報）
 - ヒグマ痕跡等（糞・足跡・生ごみ漁り跡）を発見した場合 → 発見場所及び内容
 - ヒグマ個体を目撃した場合 → 目撃場所及び個体の動き
- 2 目撃・発見情報の調査（情報提供者別）
 - 指定管理業務従事者（管理マネージャー等）が目撃・発見した場合
→ 把握情報により「危険度」を判定
 - 施設利用者が目撃・発見した場合
→ 指定管理者（管理事務所）が現地確認し、把握情報により「危険度」を判定

3 「危険度」判定基準

発見痕跡・目撃個体の状況		発見・目撃場所	
		高リスク区域※外	高リスク区域※内
痕跡	糞・足跡	危険度 1	危険度 2
	生ごみ漁り跡（危険痕跡）	（設定なし）	危険度 4
個体	人を避けようとするクマ	危険度 1	危険度 3
	人を避けようとしないうマ	危険度 3	危険度 4
	人を避けようとせず、繰り返し出現するクマ（危険グマ）	危険度 4	

※高リスク区域：道民の森開園地区内（宿泊）施設の周囲、利用者の視界に入る程度の範囲

4 「危険度」別の対応内容

危険度	対応の内容・期間
危険度 1	<input type="checkbox"/> 利用者への発信 <input type="checkbox"/> 当該地区の「区域」外の利用者（登山客等）への発信 <input type="checkbox"/> 注意喚起看板の設置 【期間】概ね1週間実施し、新たな目撃・発見情報がない場合は通常運営に戻す。
危険度 2	<input type="checkbox"/> 利用者への周知（施設内・外へのアナウンス放送、主要施設での情報掲示、現地要所に注意喚起看板設置） <input type="checkbox"/> パトロール及び追い払い（ラジオ等音声放送）の実施 <input type="checkbox"/> ホームページ等での情報発信 【期間】概ね1週間実施し、新たな目撃・発見情報がない場合は通常運営に戻す。
危険度 3	<input type="checkbox"/> 利用者への周知（施設内外アナウンス・情報掲示、現地要所に注意看板設置） <input type="checkbox"/> パトロール及び追い払い（ラジオ等音声放送）の実施回数増（特別巡視） <input type="checkbox"/> ホームページ等での情報発信 <input type="checkbox"/> 休園措置の検討（検討手順等は別紙2のとおり）
危険度 4	<input type="checkbox"/> 臨時休園 : 石狩森林室と指定管理者（管理事務所）が緊急を要すると判断した場合、臨時休園を実施する。 <input type="checkbox"/> 休園措置（実施手順・再開園基準等は別紙2のとおり）

ヒグマ出没による「道民の森」休園措置実施手順

《休園措置の要否判断・再開園基準》

1 休園措置の要否を検討する場合

危険度3または危険度4に該当するヒグマ個体が目撃された場合

- ・危険度3のヒグマ：「高リスク区域内で人を避けようとするヒグマ」及び「高リスク区域外で人を避けようとしないヒグマ」
- ・危険度4のヒグマ：「高リスク区域内で人を避けようとしないヒグマ」及び「区域にかかわらず開園中の地区内で人を避けようせず繰り返し出現するヒグマ」

2 休園措置の判断主体

- 道（石狩森林室）は、指定管理者（管理事務所）から提供のあった情報を、道民の森本庁担当課（水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課）と可及的速やかに共有する。
- 道は、指定管理者（管理事務所）と休園の要否について協議する。ただし、危険度が高く緊急を要する場合は、石狩森林室と管理事務所の判断により「臨時休園」を措置できることとする。

3 休園措置決定に係る要請等

- 利用者への速やかな退去要請
- 施設利用予約者への通知
- 関係機関（所在自治体等）への情報提供
- 報道機関への情報提供
- ホームページでの発信

4 当該危険グマの実態調査（休園措置開始後）

(1) 危険度3

管理事務所及び石狩森林室等が現地調査を行う。

(2) 危険度4

管理事務所及び石狩森林室等が現地調査を行う。必要な場合は、出没地点の所在自治体への捕獲措置要請を検討し、所在自治体を通じ猟友会等への協力依頼する。

5 再開園（休園解除）の基準

※「専門家」：地独）道総研ヒグマ研究担当職員、石狩振興局環境生活課自然環境係職員等

(1) 危険度3

個体及び痕跡が一週間発見されず、かつ「専門家※」の意見聴取の結果により、危険度が低下したと判断し、再開園する。

(2) 危険度4

危険グマが捕獲され、または個体及び痕跡が一週間発見されず、かつ「専門家※」意見聴取の結果により、危険度が低下したと判断し、再開園する。

6 再開園決定に係る対応

- 利用予定者及び関係機関への通知
- 報道機関への情報提供、ホームページでの発信

7 再開園後の対応

一週間程度、巡視及び追い払い（ラジオ等音声放送）を継続する。